

ジブチルサクシネートに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年7月24日～令和6年8月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	参照資料のほとんどは農水省でやった試験の結果に基づくものですが、なんで非公表なのでしょう？ また、農水省に試験設備があるなら、厚労省（消費者庁）や食品安全委員会も試験設備を持って、自ら検査すべきではないでしょうか？	参照資料の一覧において、一般に公表されていないものについては「非公表」と記載しております。 また、参照資料は、「食品安全委員会の公開について（平成15年7月1日食品安全委員会決定）」に基づき、原則として公開することとしておりますが、公開することにより、個人の秘密、企業の営業秘密等知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある内容については、非公開としております。 評価においては、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（平成30年4月10日食品安全委員会決定）」に基づき、評価の妥当性を確保するため、原則としてGLPを遵守し、かつ日本、OECD又はVICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）で定められた各種ガイドラインに準拠して実施された試験成績であることを条件として、原則としてリスク管理機関から提出された適切な資料を用いることとしています。また、評価に必要な情報が不十分であると判断された場合は、リスク管理機関に必要な資料を要求しています。さらに、必要に応じて調査研究を外部委託して実施することにより、必要なデータを収集できる体制を整備しています。
2	農薬使用であれ医薬品使用であれ薬品の使いすぎです。現在、食品添加物だけでも1400種類使用されております。私たち国民の病気が蔓延します。薬品を増やすよりむしろ減らして頂きたい。	動物用医薬品の使用に関するご意見は、リスク管理に係るものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。